

逗子市市民災害見舞金支給条例(平成18年条例第11号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○逗子市市民災害見舞金支給条例</p> <p style="text-align: right;">平成18年 3月10日 逗子市条例第11号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成24年 6月25日条例第20号</p> <p>逗子市民災害見舞金支給条例(昭和44年逗子市条例第12号)の全部を改正する。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>交通事故その他の災害</u>を受けた市民に対して災害見舞金を支給することにより、市民生活の安定及び福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「災害」とは、次に掲げる日本国内での事故、災害等であって、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けないものをいう。</p> <p><u>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項に規定する交通事故</u></p> <p><u>(2) 航空・鉄道事故調査委員会設置法(昭和48年法律第113号)第2条の2第1項に規定する航空事故及び同法第2条の2第4項に規定する鉄道事故</u></p> <p><u>(3) 前2号以外の公共交通機関の事故</u></p>	<p>○逗子市市民災害見舞金支給条例</p> <p style="text-align: right;">平成18年 3月10日 逗子市条例第11号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成24年 6月25日条例第20号 <b>平成 年 月 日条例第 号</b></p> <p>逗子市民災害見舞金支給条例(昭和44年逗子市条例第12号)の全部を改正する。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<b>災害により被害</b>を受けた市民に対して災害見舞金を支給することにより、市民生活の安定及び福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「災害」とは、次に掲げる日本国内での事故、災害等であって、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けないものをいう。</p> <p><b>(1) 運輸安全委員会設置法(昭和48年法律第113号)第2条第1項に規定する航空事故及び同法第2条第3項に規定する鉄道事故</b></p> <p><b>(2) 前号以外の公共交通機関の事故</b></p>

(4) 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第1号に規定する自然災害

(5) 火災又は爆発による事故

(6) その他市長が特に必要と認めたもの

2 この条例において「被害者」とは、災害を受けた者をいう。

(対象となる被害)

第3条 災害見舞金(以下「見舞金」という。)は、被害者が次の各号のいずれかに該当する場合に、被害者又は規則で定める被害者の遺族(以下「見舞金対象者」という。)に支給する。

(1) 死亡したとき(災害発生後30日以内に当該災害を原因とし、死亡したときを含む。)

(2) 傷害を受け、その治療のため7日以上入院したとき。

(3) その居住する市内の住宅が全焼、全壊又は流失したとき。

(4) その居住する市内の住宅が半焼、半壊又は床上浸水したとき。

2 見舞金対象者は、災害を受けたときにおいて、現に本市に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により記録されている者でなければならない。

(平24条例20・一部改正)

(3) 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第1号に規定する自然災害

(4) 火災による事故

(5) その他市長が特に必要と認めたもの

2 この条例において「被災者」とは、災害により被害を受けた者をいう。

(対象となる被害)

第3条 災害見舞金(以下「見舞金」という。)は、被災者が次の各号のいずれかに該当する場合に、被災者又は規則で定める被災者の遺族(以下「見舞金対象者」という。)に支給する。

(1) 死亡したとき(災害発生後30日以内に当該災害を原因とし、死亡したときを含む。)

(2) 傷害を受け、その治療のため3週間以上入院したとき。

(3) その居住する市内の住家が全壊、全焼又は流失したとき。

(4) その居住する市内の住家が半壊、半焼したとき。

(5) その居住する市内の住家が床上浸水したとき。

(6) その居住する市内の住家が災害による消火活動により著しい損害を被ったとき。

2 前項第3号から6号に規定する被害は、規則で定める程度のものとする。

3 見舞金対象者は、災害を受けたときにおいて、現に本市に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により記録されている者でなければならない。

(平24条例20・一部改正)

(見舞金の区分及び金額)

第4条 見舞金の区分及び金額は、別表のとおりとする。

(欠格事由)

第5条 見舞金は、災害の原因が見舞金対象者の故意又は重大な過失によるものである場合には支給しない。

2 見舞金は、逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年逗子市条例第27号)第2条により災害弔慰金が支給される者には支給しない。

(支給の方法)

第6条 見舞金は、見舞金対象者の申請により支給する。

2 見舞金の支給を受けようとする者は、災害を受けた日から6月以内に市長に申請しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発生した災害に係る見舞金の支給については、この条例による改正前の逗子市民災害見舞金支給条例の例による。

附 則(平成24年6月25日条例第20号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(見舞金の区分及び金額)

第4条 見舞金の区分及び金額は、別表のとおりとする。

(欠格事由)

第5条 見舞金は、災害の原因が見舞金対象者の故意又は重大な過失によるものである場合には支給しない。

2 見舞金は、逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年逗子市条例第27号)第2条により災害弔慰金が支給される者には支給しない。

(支給の方法)

第6条 見舞金は、見舞金対象者の申請により支給する。

2 見舞金の支給を受けようとする者は、災害を受けた日から6月以内に市長に申請しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発生した災害に係る見舞金の支給については、この条例による改正前の逗子市民災害見舞金支給条例の例による。

附 則(平成24年6月25日条例第20号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

別表(第4条関係)

【別記1 参照】

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発生した災害に係る見舞金の支給については、この条例による改正前の逗子市市民災害見舞金支給条例の例による。

別表(第4条関係)

【別記1 参照】

【別記1】

現行

第3条第1項の区分	金額	
第1号(死亡)	700,000円	
第2号(入院)	入院1日につき 2,000円(ただし、入院30日を限度とする。)	
第3号(住宅の全壊等)	1人世帯	2人以上世帯
	30,000円	100,000円
第4号(住宅の半壊等)	1人世帯	2人以上世帯
	20,000円	50,000円

改正後(案)

第3条第1項の区分	金額	
第1号(死亡)	250,000円	
第2号(入院)	20,000円	
第3号(住家の全壊、全焼又は流失)	1人世帯	2人以上世帯
	30,000円	100,000円
第4号(住家の半壊、半焼)	1人世帯	2人以上世帯
	20,000円	50,000円
第5号(住家の床上浸水)	1人世帯	2人以上世帯
	20,000円	50,000円
第6号(消火活動による著しい損害)	1人世帯	2人以上世帯
	20,000円	50,000円

